



認定こども園の預かり保育事業(一時預かり事業幼稚園型)・認可外保育施設等の利用について

【令和4年度新規利用する方】

幼児教育・保育の無償化により、認定こども園の預かり保育事業(一時預かり事業幼稚園型)・認可外保育施設等を利用する場合、利用料が無償化の対象となります。無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」(施設等利用給付認定の新2号・新3号)を受ける必要がありますので、提出期限までに申請書等をご提出ください。

※すでに認定を受けている場合は、申請書等の提出は不要です。

対象事業※1	無償化上限額
預かり保育事業(一時預かり事業幼稚園型)	月額11,300円まで
認可外保育施設・一時預かり事業(一般型)・病児保育事業・ファミリーサポートセンター等※2	3~5歳児:月額37,000円まで 0~2歳児:月額42,000円まで※3

※1 無償化の対象となる施設・事業は、市ホームページにて公開しています。

※2 認可外保育施設等は、保育所・認定こども園を利用していない方が対象となります。

※3 0~2歳児は、住民税非課税世帯が対象となります。

提出書類 ・給付認定申請書
・就労証明書等の「保育を必要とする」ことを証する書類
※申請書類は、各認定こども園、幼児教育課及び各総合支所地域振興課市民健康福祉係に設置、市ホームページに掲載

提出先 各認定こども園、幼児教育課又は各総合支所地域振興課市民健康福祉係

提出期限 利用開始月の前月20日まで

【令和3年度利用中の方】

利用料の給付を受けるためには、市に請求していただく必要がありますので、請求期限までに請求書等をご提出ください。

対象期間 令和3年4月~令和4年3月利用分

提出先 各認定こども園、幼児教育課又は各総合支所地域振興課市民健康福祉係

提出書類 ・施設等利用費請求書
・利用料領収証明書(各利用施設から発行されたもの)

請求期限 4月15日(金)

▶ 幼児教育課(☎64・3222)



後期高齢者医療制度に加入されている方へ

【自己負担限度額】

所得区分	自己負担限度額(年額)
現役並み所得者Ⅲ	212万円
現役並み所得者Ⅱ	141万円
現役並み所得者Ⅰ	67万円
一般	56万円
区分Ⅱ(※)	31万円
区分Ⅰ(※)	19万円

※区分Ⅱ:世帯員全員が住民税非課税である方

※区分Ⅰ:「区分Ⅱ」のうち、各所得額(公的年金等控除額は80万円として計算)が0円の方

「高額医療・高額介護合算制度」は、医療保険と介護保険の両方を利用し、その自己負担額が高額になっている世帯の負担を軽減する制度です。

対象となる世帯には、3月上旬に申請の案内を送付しますので、申請方法等をご確認ください。

制度の概要

一年間(令和2年8月1日~令和3年7月31日)の医療と介護の自己負担額を合算し、自己負担限度額を超えた場合、超えた額を支給します。※超えた額が500円以下の場合、支給の対象となりません。

申請に必要なもの

被保険者証、振込先口座の確認ができるもの(通帳等)

▶ 国保医療年金課(☎64・3240)、地域振興課(☎75・0253)、地域振興課(☎72・2523)、地域振興課(☎322・1451)

令和3年度

子育て世帯への臨時特別給付金 支給対象者の拡充について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯全体を支援するため、離婚等により、児童を養育しているものの、「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」を受け取ることができていない下記の対象者にも、給付金を支給します。(※児童手当の所得制限限度額未満の方には国から、所得制限限度額以上の方には市独自で支給します)

対象児童 平成15年4月2日~令和4年3月31日生まれの児童

支給対象者 下記①又は②に該当する方で、基準日(児童手当受給者は令和3年8月31日、高校生の養育者は令和3年9月30日)以降の離婚等(※1)により、児童を養育しているものの「子育て世帯への臨時特別給付金」を受け取ることができていない方

※基準日における支給対象者(元配偶者等)から受給した給付金を受け取っている場合、又は対象児童のために受給した給付金を費消している場合は、支給対象外です。

※申請時点で本市に住所を有する者(配偶者からの暴力を理由に避難している場合は、申請時点で本市に居住する者)

- 令和3年9月分(平成18年4月2日~令和3年9月30日生まれの児童(中学生まで))(令和3年9月に出生した児童については令和3年10月分)の児童手当又は特例給付(※2)の受給者でなかったが、令和4年3月分(令和4年2月28日までに申請の場合は申請時点)の児童手当又は特例給付の受給者になった者
- 令和3年9月30日において、平成15年4月2日~平成18年4月1日生まれの児童(高校生)を主として養育していなかったが、令和4年2月28日時点において高校生を主として養育している者
※対象児童は、配偶者を有している者を除く。

離婚等(※1)
(ア)離婚又は離婚協議中で元配偶者等と別居している場合
(イ)配偶者からの暴力を理由に避難している者が給付金の特例手続きをせず受給していない場合
(ウ)対象児童の入所先の施設長が給付金の特例手続きをせず受給していない場合
(エ)基準日以降に養子縁組によって対象児童の養育者が変わった場合
(オ)基準日以降に海外から帰国し、児童手当又は特例給付の受給者(それに準ずる者)となった場合

(※2)児童手当の所得制限限度額以上の方に対する児童一人につき月額5,000円の給付

支給額 対象児童一人につき10万円(※基準日における支給対象者(元配偶者等)から受給した給付金を受け取っている場合、又は対象児童のために受給した給付金を費消している場合は、その額を控除します)

手続き 申請が必要です。「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金申請書【離婚等用】」及び添付書類を提出してください。※申請書は、市ホームページに掲載及び下記申請窓口を設置しています。

◎申請方法の詳細(添付書類等)については、市ホームページ【「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金」支給対象者の拡充について】をご覧ください。

申請窓口 児童福祉課又は各総合支所地域振興課(※郵送の場合は、児童福祉課宛 ☎679-4192 龍野町富永1005-1)

申請期限 令和4年4月28日(木)(※郵送の場合は必着、窓口の受け付けは土・日・祝日を除く)

▶ 児童福祉課(☎64・3153)



福祉医療費受給者証に関するお知らせ

4月から小学4年生になる方

現在お持ちの「乳幼児等医療費受給者証」は、4月1日から「こども医療費受給者証」に切り替わります。

3月下旬に新しい受給者証を郵送しますので、4月から使用してください。新たに手続きする必要はありません。現在お持ちの「乳幼児等医療費受給者証」は、4月になりましたら細かく切るなどして破棄してください。

◇一部負担金 外来・入院とも自己負担なし

▶ 国保医療年金課(☎64・3240)、地域振興課(☎75・0253)、地域振興課(☎72・2523)、地域振興課(☎322・1451)

今年度で中学校を卒業される方

現在お持ちの「こども医療費受給者証」の有効期限は3月31日までです。4月1日から医療機関で診療を受ける際は、保険証のみを提示して診療を受けてください。現在お持ちの「こども医療費受給者証」は、4月になりましたら細かく切るなどして破棄してください。

なお、16歳から18歳までの方がご入院された場合、申請により、入院医療費の自己負担分を全額支給します。(※所得制限あり)医療機関でお支払いいただいた後、償還払いの申請をして下さい。

また、重度障害者医療の受給資格がある方は、制度移行のための申請勧奨通知を2月に郵送しています。手続きがお済みでない方は至急提出してください。